

東洋学報 第六十五卷第一・二号 昭和五十九年一月

論説

宋代潭州湘潭県の黎氏をめぐって

—外邑における新興階層の聽訟—

渡辺 紘良

はじめに

我々が宋代の伝記類を読んでいると、訴訟を官府に持ち込ませず自ら処理する者を、長者として頗る称する記載によく出くわす。周知のように宋代の裁判制度については宮崎市定氏の研究があり、また『清明集』その他の判決文についても、さまざま角度から取りあげられ⁽²⁾、それらによつて裁判の実態も明らかにされつゝある。近年、『宋史』刑法志に関する注釈書も刊行された。しかしながら、長者を頗る称するという風習、いいかえれば国家統治の末

宋代潭州湘潭県の黎氏をめぐって 渡辺

第六十五卷 一

端にて、裁判は民間にやだねられていた、ということの研究は未だになされていないようである。宮崎氏は裁判は往々にして胥吏の手に委ねられていたといい、奥村郁三氏は、宋においても元明以降同様、軽微な裁判は郷村の有力者の裁量によっていたといわれるものの、その実態は必ずしも把えられていない⁽⁴⁾。明における里老人⁽⁵⁾・糧長⁽⁶⁾の如き存在を、宋においては検証しにくいのである。

いまとりあげようとする胡寅の書簡「致黎生書」によつても、受取人が在地の裁判権を掌握していたことは判るのであるが、裁判の内容については一切不明である。しかしながら、受取人に当つてみると、潭州の外邑の新興階層に属する者であることがわかる。外邑は国家の裁判権が及びにくいところであり、したがつて士人・胥吏の專断をまねいでいるとは、當時よく指摘せられていたことである。そこで隔靴搔癮の感なしとしないものの、敢えて右の書簡をとりあげ、郷村（在地）裁判権に関連した問題をいささか考えてみることとした。

一 胡寅の書簡

（一）胡寅とその書簡

書簡の相手を見るためには、差出し人胡寅との関係が明らかでなければならない。したがつて、まず胡寅についてふれておこう。

胡寅⁽⁸⁾（一〇九八（元符元年）一一五六（紹興二十六年））は建州崇安県の出身、字は明仲、致堂先生と称せられた。

程学派の大儒胡安国⁽⁹⁾（一〇七四～一一三八）の兄の子であるが、生後、安国に引きとられ、その長子として荆門軍漳水のほとりで育てられた。弟に五峰先生胡宏⁽¹⁰⁾（？一一六四）、字仁仲、らがいる。宣和二年（一一二二）の進士、西京国子監教授より校書郎となり、建炎年間、起居郎のときの「上皇帝万言書」が、宰相呂頤浩の怒りをかい、祠禄を奉じて父胡安国の住む湖南衡州衡山県に帰った。紹興三年（一一三三）末に知永州となり、翌年張浚の推薦をうけて起居郎に復帰したものの、また知永州に出され、五年中書舍人に返りざいたが、金との和議に反対したため、張浚にうとまれ、この年の冬知邵州となり、ついで知嚴州、知永州を経て、八年に礼部侍郎ついで徽猷閣直学士となつた。しかし秦檜と合わず、同年衡州に退居する。のち紹興二十年（一一五〇）新州に流され、紹興二十五年、秦檜の死によつて赦免されたが、翌年死去した。

さて、とりあげようとする「致黎生書」⁽¹¹⁾が、紹興十六年頃のものであることはのちに明らかにするが、黎といふ姓の書生に対する非難をよく耳にするので、父の喪に服している機会をとらえ、三点にわたつて忠告しようというものである。左に原文を掲げ、必要に応じて引用していただきたい。

〔致黎生書〕

吾友奮自艱苦、未及顯榮其親、而遽罹大故。欲報罔極、何以堪处。然聖人教人欲顯其父母者、本于立身揚名。

吾友要須行義日修、謗讟日息、乃立身揚名之効也。往者不可諫、來者猶可追。謗讟之不止、母乃檢身亦有所闕乎。試摘三事尤大者、為吾友誦之。龍斷一也。鬻爵一也。聽鄉曲之訟二也。夫罔市利、所入雖厚、然放利而行、

斂怨不少。既坐此致富、則可以已矣。世業有可嗣者、有當改者。吾友被服儒行、而使昆弟習為驕儉、不仁孰甚焉。今富名既著、雖欲深藏若虛、不可掩矣。曷若使子弟力田敦本、取財于天地、不為侈靡夸耀、恭儉節用、仰事俯育、必無不足之理也。蓋尚侈靡以夸耀愚俗之耳目、則以客氣相尚、必求勝于人。求勝則廣費、費廣則謀利不得不急。利入既厚、則公上徭役必重、其勢遂至于入質求官以復門戶。于是多事矣。吾友曩遊漳浜、見其俗皇于財利、無復義氣、每以歎笑。今幾何時。其積貨無極、入貲得官、自足為鄉黨者、亦何在矣。由是言之、使金玉滿堂、而人知其有盜跖之行、且旋即毀。与家無儋石、而人称其為善人之門、且享之久安、孰得孰失乎。夫以厚賄係名章籍、以俟奏功、僥倖恩命、非獨法之所禁。是亦吾徒平日所疾惡者。方軍興時、冒濫固多、而論事者屢及之、朝廷數有戒約。一日兵革少弭、具數覈實、澄斥浮冗。即不得遯而皆見矣。當是時非特以有官為患、又且以失貲為侮。商度利害者、猶必及此。況論義理乎。居鄉里立門戶、當與人為矜式。至愚無知如梁氏輩、亦何足介懷抱而較雌雄乎。必欲心竟力爭勝而後已、沒世窮年、其有既乎。夫分爭辨訟、小人所不能免、聽其詞訴、而決其是非、此乃州縣之權、非布衣韋帶之職也。吾友天性疾惡、故凡耳目所接、必為之區處。其意若曰、与其使犯于有司、或顛倒其曲直、有所賄賂、曷若善言曉析之、使兩解而去、此固善矣。如出位何。人之常情、喜怒予奪、未必能去私意一循公道。或智慮所照、必有偏蔽。則裁處之際、豈能尽當。受辱者既須忿積、得理者又思報恩。他日之患、有不可勝言者。亦非全身保家之道也。至其甚不服者、或用笞杖以懲之。是願用州縣之權、事之最不得者也、不待詳述而後知也。故願吾友奮然寵三事、閉戶讀書、修其天爵、脫去卑近、力慕高遠、以仁為富、以義為榮、急于治己、緩于攻人、不負師友之所期待。此于吾友、平日剛決、一反掌之易耳。凡相勸戒者、

未嘗不私逆其意。今由貧窶而致富、以白身而得官、見信于鄉人、爭訟不決于有司、而取決于一言。自世俗觀之、豈非美事。然稽之聖人之教、則悖矣。孔子曰、富與貴是人之所欲也。不以其道、得之不處也。龍斷之事是不以其道也。孟子曰、古之人未嘗不欲仕也、不由其道而往者、与鑽穴隙之類也。入貲之事、是不由其道也。中庸曰、君子素其位、而行不願乎其外。以舉子而聽鄉曲之訟、是出位而有願乎其外也。然則世俗之所美、乃君子之所惡必矣。禮義誠不愆、然後可不恤人言。內省誠不疚、然後不憂不懼。不然毀言日積、安得不少加意、拔本塞原、冀以弭之。豈可藐然勿聽、因自隳壞乎。古人曰、名譽不彰朋友之罪。某與吾友遊十有三年矣。比來令問、少損于前時、每一念之、事如在已。獨以吾友自信堅確、難于進言、亦恐衆口無端、未可稽拏。今兩年于此、誠有疑惑焉。適值吾友居喪、更無外事。是以告忠、或蒙采擇。如其不然、苟冀見教。豈敢強聒以取疎絕也。

すなわち三事とは、市場の独占（龍断）、軍籍の購入（鬻爵）、郷村裁判の掌握（聽鄉曲之訟）である。黎生なる我が友は、「艱苦より奮」起したとか、「貧窶より富を致し」たとあるから、新興の階層の一人であろう。そして士人の仲間入りしながら、「閉戸読書」には熱心でなかつたらしく、専ら營利に走り、また訴訟の処理に当っているのが、士人仲間よりよくみられていなかつたらしい。その黎生とはいがなるものであろうか。

(二) 黎氏について

「黎生」とは、胡安国の門人黎明、字才翁、の子であろうという説があるが、胡寅に「將歸南嶽、黎才翁命蕭復來相迎、且以『詩見貺、因作一絕謝之』」と題する次の詩（『斐然集』卷五）がある。

速水分攜首重回
南山指日可徘徊

殷勤問訊煩甥友
更遣新詩兩詠來

この詩は『斐然集』所掲の最後のものであり、数日前の「題清遠峠山寺」の詩に丙子（紹興二十六年（一一五六））の年次が入っているから、秦檜が死去し、赦されて流謫の地、新州から衡州（南嶽）へ帰らんとする、紹興二十六年の作であることが判る。この時、黎才翁は存命していたから、書簡にある黎生の父の死（未だに其の親を顯示するに及ばずして、遽かに大故に罹る）というのは、才翁のことではなくなる。したがつて黎明と黎生を父子の関係とみることはできない。ところで才翁に命ぜられて迎えに来てくれた「蕭復」⁽¹³⁾は詩中の「甥友」にあたるから、黎才翁に蕭復なる、姉妹の子がいたようである。胡寅の黎生宛の詩は、胡寅が紹興二十二年新州に在るときの「簡黎生、生時寓郡庠」と題する一篇（『斐然集』卷二）のみである。「新州の州学に泊つてゐる黎生に送る詩」という意味であろう。この黎生が書簡の黎生と同一人物であるとすれば、蕭復と同じく、黎才翁に命ぜられて訪ねてきたとも考えられ、黎生が黎明の一族で、しかもかなり身内の者であったことを推測させる。

黎明⁽¹⁴⁾は字才翁、長沙の人とも伝えられるが、実は潭州湘潭県の人である。⁽¹⁵⁾孝友信義を以て著称せられ、胡安国に師事した。紹興三年（一一三三）、湖南北宣諭使薛徽言⁽¹⁶⁾が湖南に派遣せられてきたが、その任務は、県令の能否をみ、山林の不仕の賢者をあげ、獄訟を平反し、風俗を問うことであった。『宋元学案』によれば、黎明は不仕賢者の一人として推薦されたというが、薛季宣の「先大夫行状」によると、京西提刑の任で郢州に赴任していた李允文が、反旗を翻すであろうと黎明が予測したところ、その通りになつたので、薛徽言が「惟だ此れ（黎明）を以て賊

に克つべし」⁽¹⁹⁾、と推挙されたのが事実のようである。すなわち黎明は武力行使を可能とするが如き力を有していたのである。ここで黎氏の経済活動についてみておこう。

書簡によれば「龍断」については「市利を罔⁽²⁰⁾」したとか、「利に放つて行った」とあるのみでなく、更に「昆弟（兄弟）をして習いて駆儉たらしむ」とある。市利を罔したとは、いまでもなく市場の独占を企てたということであろうが、それは物資の買占め（其れ貨を積むこと極り無く）により価格を操作したということに他ならない。仲買商である牙人（駆儉）を置いたということは、黎氏が邸店を経営する富商であったことを推測させる。しかしながら富商ではあっても、家柄を誇りとする豪商ではなく、成り上つてきたばかりの者であった。したがつて「貧より起つた」黎氏をとりまく環境はきびしかつたのである。「至愚無知なる梁氏の輩」と「雌雄」を争わねばならなかつたのである。

かくして獲得した財力を保障すべく、黎氏は官爵の入手をはかつた。その間の事情を書簡によつてみよう。「富名が既に頗れれば、財力を隠そつとしても、できることではない」。「華美に走り衆に誇示したがる。そうするつけやきばで人に勝とうとするから出費がかさむ。出費がかさめば利益もあげなければならず、それに応じてお上への負担も増えてくる。そこで官品を手に入れて免役の特権を獲得せねばならなくなる」と。かくして黎氏は軍籍に身をおき、軍功によつて何らかの官位を得たようである。書簡に「夫れ厚賄を以つて名を軍籍に係げ、以つて奏功を俟ち恩命を俸餉す」とあるのは黎氏自身のこととみてよからう。南宋初の戦乱に乘じた富商の献金と、それに対する補官は當時めずらしいことではなく、例えば右司諫方孟卿の限田論にも次のようにある。（『建炎以来繁年要錄』

卷五一、紹興二年正月丁巳)

又況富商大賈之家、多以金帛竄名軍中、僥倖補官、及假名冒戶、規免科需者、比比皆是……
また、ややのちの資料であるが、『宋会要輯稿』職官四八縣尉に次の如くある。

(嘉定)十二年七月一日、枢密院言、縣尉之職以警盜為先、不得其人則害可勝言哉。六合四年前後、兩尉皆出於進納。彼其初以資得之、龍斷之念、驅儉之態、蟠結于中、安知官業之為如何。選部以其初筮、不問其地之緊慢人之賢愚、例以尉授之、而不知利害寔絕……

江寧府六合縣の例ではあるが、県尉には進納出身者をあてたところ、彼らのねらいは龍断と駆儉にあつたのである。黎氏は県尉ではなく、或は場務の監当官についたのかもしれないが(『文獻通考』卷三五質選進納、宣和三年の条参照)、いざれにせよ、買官が龍断・駆儉をねらつたものであることは、黎氏の場合とて変りがなかつた。

黎氏が取扱つた商品については知ることができないが、紹興十四年末頃の胡寅の「答韓諫龍歲且往来啓」(『斐然集』卷七)に、

比市利登趨于龍斷、觀人且愧處已何堪、只合藜杖葛布弗期而遇、……

とあることから、龍断とは或は米穀の如き日常的な商品の不作等に乘じた買占めでもあつたのかもしれない。この啓文に関連して、胡寅と黎氏との交わり及び書簡の年次を考えておこう。

前にみたように胡寅は建炎年間、祠禄を奉じて父の住む衡州に帰り、紹興三年より知永州、起居郎、知邵州、知嚴州、礼部侍郎を経て、紹興八年以後、再び衡州に退居することになつた。そもそも胡氏が衡州に居住できたの

は、黎明が援助の手を差しのべたからであつた。胡安国は紹興八年に死去しているが、その子の胡寅の代になつても、黎氏との関係は変ることがなかつた。胡寅の黎才翁と唱和した詩は、紹興元年から二十六年に及ぶが、黎生宛のものは前述のことく、紹興二十二年のもののみである。紹興元年は胡氏の衡州移住とほぼ時期を同じくする。したがつて書簡に「某、吾が友と遊ぶこと十有三年」とあることにより、書簡は紹興十二、三年以降のものということがなる。さらに「吾が友さきに漳浜に遊び……今いく時ぞ」とあるのは、胡寅が紹興十三年、仁仲（胡宏）、黃彥達（建州建安県の人、詳しくは不明）、才翁（黎明）らと祖父胡淵の墓地があり、また父胡安国の旧居のあつた荆門軍を訪ねてより、まだ何年も経ていないことである。⁽²⁴⁾ その時の荆門軍行に黎生も同行したのである。また前にみたごとく、紹興十四年の末頃「市利」の「龍断」があつたようである。とすれば、黎生に対する「謗讟の止まざる」のはこの頃ではなかろうか。しかし「衆口に端無く、未だ稽拠すべからざるを恐れたが、今此に両年をへ、誠に疑い有り」とあるから、みな疇を聞いて二年後に手紙を書くことにしたのである。以上より書簡は紹興十六年頃のものであることが判る。時期についていざさか詮索したのは、のちに意味をもつてくるからである。

一 聽訟の条件

(1) 邸店經營

以上みてきたように、黎氏は潭州湘潭県における新興の商人で、胡寅との関係は胡安国の代より浅からぬものが

あつた。したがつて、その一族の黎生に対し、士人としての立場を守るようになると、胡寅が忠告するのは無理からぬことである。しかし黎氏に対する胡寅の期待と、現実の黎氏との間には大きな開きがあるようみえる。三つの忠告は皆、黎氏にとって身につまされることからであつて、黎氏の実像を描いてみるとさしつかえないからである。少なくとも「龍断」とその延長線上にあつた「贅爵」とについては、両者の関連性から事実とみなさざるをえない。ではもう一つの忠告、「聽訟」といわれる在地裁判に關わる点についてはどうであるうか。次にそれについてみていく。

黎氏が裁判権を行使したことは、その一族の一人と思われる黎承事（郎）なる者のための挽詞に、「王師には佐餽に勤め、鄉鬪は平反を待つ⁽²⁵⁾」とあることによつてもうかがわれるが、書簡によれば、黎生は「天性惡を疾むが故に、凡そ耳目の接するところ必ず区處し」、訴訟を法廷に持ち込ませようとしない。それは「有司に犯て或は其の曲直を顛倒せられ、賄賂を求められるよりは、善言にて曉析し、兩者を和解して去らしめること」が、「固より善い」ことであったからである。争議は有司に決せず、その一言で取決するのは、世俗にとって美事であった。したがつて「聽訟」が和解・調停工作にどまるものではなく、「其の甚だ不服な者には、或は笞杖を用いて以つて之を懲らすに至」つてもいた。胡寅はそれを「出位」すなわち越権行為として非難するのである。黎氏の「聽訟」がそこまで徹底されていたことは、「聽訟」の一般的な条件を黎氏が満たしていたと考えられることによつても知られる。次にそれについて考えていく。

一般に裁判は訴訟がなければ成立しない。⁽²⁶⁾ しかしながら訴訟の手続きは繁瑣を極めたものであったのであるう。

胡寅が指摘するように、官衙は賄賂なしには動かないといふのは、その繁瑣な手続きを処理する胥吏の存在があったからである。地方において代書⁽²⁷⁾人はそれほど普及してはいなかつたと考えられる。したがつて罷むをえず、訴えを起さねばならぬとき、できるならば第三者の介入を求めるのがよい。その第三者はいわゆる有力者であることはいうまでもないが、一方では在地の事情に通じ、また一方で官衙に何らかの意味で繋りをもち、国家の末端支配を補完しうる者でなければなるまい。そのような条件を満たす有力者はいかなる存在としてあつたのであらうか。それについて『州県提綱』卷二「戒諭停保人の項」に次のようにある。

鄉人之訟、其權皆在信聽安停人、以為有理則爭、以為無理則止。訟之初至、須取安停人委保。內有山谷愚民、頑不識法、自執偏見、不可告語者。要須追停保人戒諭、庶或息訟。

鄉人が訴訟を提起するか否かは安停人の判断にまかされていたといふ。安停人とは他に用例を検出しえていないが、居停人⁽²⁸⁾のことではあるまいか。倉庫業・旅館業・問屋を兼ねる、いわゆる邸店経営者のことである。というのは、まず『宋会要輯稿』刑法二禁約、政和四年八月一三日の條に次の如くあるからである。

權發遣廣南東路轉運判官公事李堯文奏、竊見諸州外縣、多以公事付廂収繫、動成底滯。縣之有廂、止於地分廂界、非有倅獄之設也。類以邸店逐月輪受、廂吏恣行乞取、其毒有甚於囹圄。願行禁止、應諸縣不得以公事付廂収繫、委監司常切覺察、庶幾人得恤隱之沢、可以仰副陛下子育庶民之意。從之。

外縣（外邑）の公事（租稅・裁判等）のとがめをうけた者は廂（官）に繫留せしめるが、應々に滯る。それは廂が單なる地域区分であつて獄舎（未決囚を入れるところ。監獄ではない）がなく、おおむね邸店にて毎月輪番に受け入れる

からである。その際の廂吏の賄賂請求は県獄におけるよりも甚だしいという。ここでいう廂吏は必ずしも邸店經營者ではない。しかしそれに近い存在と考へてよからう。また、旅館としての邸店が、訴訟手続きに当つていたのは後世にもみられた。黃六鴻の『福惠全書』卷十一設便民房に

便民房者、乃為訟事之人而設也。鄉人訟事入城、必投歇家。其歇家非包攬官司之人、即希圖賺打官司入錢之人。鴻初到某任時、毎公事出入、見縣前酒肆飯館甚多、饋餚豐列、樽檻橫陳。意斯地之人、侈于飲食也。因細訪之、乃為有勢紳衿所開。凡鄉人訟事至、無論原被、俱必寓此。其内外閨廂、懼忤紳衿意、竟無留止者。鄉人舍此、亦更無他駐足。且既為之居停、一切衙門料理、輒有紀綱之僕。至於求情囑託、又皆主人居奇。以故鄉人亦因有所憑依、而羣然投止焉。……

とある。郷人が訴訟を起さんとして町に入れば必ず歇家（宿屋）に泊らなければならないが、それは歇家を開く者が有勢の紳衿で、紀綱の僕を使って役所の手続きを果してくれたからである。以上によつて、安停人即ち居停人とみたのである。我が国の江戸時代の公事宿に類するものが既にあつたのであるまい。

黎氏の場合も、黎生の昆弟が駆儈であつたといふから、邸店經營者であつた可能性が強い。⁽²⁹⁾ したがつて、訴訟に介入していたのである。

(2) 外邑居住

では邸店經營者は全て訴訟に介入したかといえば、そこに自ら限定を設けなければならぬであろう。前に引

いた会要、政和四年の記事に再び当つてみよう。邸店は外邑の廂官（廂吏ともいう）との関係において公事にかかわつてゐたのである。廂官とは元来、京師の防火を任として設けられたものであつたが、次第に盜賊の逮捕と罪人の鞠訊も掌るところとなり、熙寧三年以降は、杖六十以下の軽犯罪の裁判を委ねられることになつていた。⁽²⁹⁾

いま問題とするのは外邑の廂官である。廂官一般が、京師におけるものと同じ職掌を担つてゐたか否か、他に資料を検出してないが、前掲会要によるかぎり、外邑の廂官も裁判に関与していいたようである。外邑とはいうまでもなく、州城下の倚郭の県以外の属県をいう。下級の裁判を担当した県の長官は、京官の資格をもつものが就くときは知県といい、選人となるときは県令といつた。⁽³⁰⁾ ところが外邑の長官にはなかなか京官がきてくれない。いま問題とする湘潭県の県官には、かつて京官が任命せられていたが、南宋中期頃は、「財賦民訟」の繁劇であるのがきらわれて、選人しか任せられなくなつていた。⁽³¹⁾ そのように、官僚の就任忌避をうけるところが外邑であるとすれば、その外邑における中央権力の浸透度は、京師は勿論、他の負郭の県に比べて弱体ぶりを示さざるをえない。⁽³²⁾ その弱いところをねらい、勢力を扶植せんとする者が現わしてもおかしくはない。南宋中期の資料であるが、『宋会要輯稿』刑法五省獄、紹熙元年十一月二十七日の臣僚の言に次のごとくある。

縣獄之設、縣官任其責、小則決遣、大則由所屬州郡、非文具而已。比年以来、士大夫寓居、多以外邑為便、縣官甫下車則先詔（訪の誤り）問權要声援、往往循習諂媚、互相交結。其為權要声援者、因縣官之見知、遂仮此以恐嚇齊民。或以私忿未決、債負未償、輒將小民拘送縣獄。縣官方承奉之不暇、乃俾老胥猾吏鍛鍊追考、有一人抵罪或至一戸蕩產、甚者根連逮捕以決權門之獄。雖其事可以立談判者、亦必拘囚月余。如此則小民被虐者、

若何而申訴。行下諸郡屬県嚴行戒約、応小民有不因詞訟而輒相寄獄、郡守監司不行覈察、許経台省陳訴。從之。

すなわち、士大夫が外邑を便とする理由は、県吏と結託して一般人民を脅迫しえたからである。はらせぬ私債、未払いの私債があれば、士大夫権門はその小民を県獄に拘留した。それに対し県官は承奉に暇なかつたという。これは外邑における極端な例とみるべきであろうが、要するに外邑の県官は「豪民に阿従する」存在でしかなかつたのである。そういう外邑の存在が、廟官の極端な賄賂請求、公事のための邸店使用をもたらしたのである。換言すれば中央集権的官僚制の支配機構が、有力者の聽訟しうる余地を外邑に残していたのである。

以上の如く、邸店經營者は外邑という条件下において聽訟に当つたとすれば、黎氏の場合、潭州の外邑湘潭県に在つて「龍断」したというから、ほぼその条件を満たすことになり、黎氏に聽訟の事実があつたことはもはや疑う余地はない。胡寅が忠告した三事は相互に関連しつつ、外邑における新興階層の属性を浮き彫りにしてくれたものであることが判明した。

我々は更に、外邑における聽訟の事実を確めるために、胡寅の先祖を尋ねてみよう。

(三) 建州外邑の場合

前に述べたように、胡寅の父胡安国は建州の外邑崇安県の人である。胡寅は父のために詳細な伝記を作成した。⁽³⁵⁾ それによれば、安国の五世の祖、主簿公と号する者は或は江南の人と伝えられるが、建州崇安縣鷲子峰下に来て身

をかくし、安国の父胡淵（一一一九）の代より読書を始めたという。胡淵については、建陽県の人游酢（一〇五三～一二二三）の筆になる墓誌銘⁽³⁷⁾が残されている。それによれば、胡淵は父母が老い、家が貧しくなったので江浙の間を往来し、家庭教師にて餉口を潤し、父の死後、故郷に帰り、塾の教師をし、田数頃を購入した。その父の罕は氣節を負い、然諾を重んじ、郷鄰に競う者があれば有司に決めず、其の一言を聞いた。ために周囲の数百家に訴訟は起きなかつた。資産はもと豊かであったが、群従する者のためにしばしば借金して償えなくなり、ついに貧乏になつてしまつた。しかし、怡然として恨みごとは言わなかつたといふ。胡罕より前は不明だが、三代前の主簿公は、いわゆる「五代乱離してより、江北士大夫豪商巨賈」で「此の地に難を逃れてきた」者⁽³⁸⁾の一人であろう。「主簿」公という号は商人を連想させる。その三代後の胡罕の代になり、財力をもとに郷村の裁判を担当することになったものであろう。

建州にはいわゆる「健訟」の風があつた。元祐年間の建州「甌寧（県）は負郭、道路の衝に当り、民は剽悍、健訟は一路に最⁽³⁹⁾たり、といわれたのである。交通の要衝であるが故に、習俗「強悍」、「欺誕」、「民頑吏猾」⁽⁴⁰⁾、「易鬪輕生」⁽⁴¹⁾と称せられたから、建州においては民間に聽訟の機能を求めるのは無理なようだが、一方で特に外邑にては、士人或は富商豪民に胡罕の如く「氣節を負い」、「然諾を重んずる」者の存在が求められたのである。福建、特に上四州にみられた「然諾を重んずる」風習については、かつて述べたことがあるが、胡罕の他、魏大名（一一〇九～一一四八）は建陽県、南劍州の余适（一一〇三五～七六）も外邑の将樂県の人である。更に例をあげれば、宋初の柳崇（九二八～八〇）⁽⁴²⁾、北宋末の楊迪（一一〇五五～一一〇四）も「信義」或は「実踐できぬことは苟言せざる」によつて、「その一言」を

聞かれたのであつた。

以上のように、黎氏のみならず、外邑一般において、士人・富商・豪民等により、聽訟の機能は広く担われていたのであるが、胡寅はそれを容認しないのである。もとより胡寅とて聽訟が和解、調停の働きをなす点において、有用であることを認めぬではなかつた。胡寅に言わせれば、「鄉人に信用せられ、争訟を有司に決めず、その一言を取るというのは、世俗より觀れば美事であろう。然し聖人の教えに稽えれば誤つてゐる」、「世俗の美しとするところは君子の悪む」ところであつた。いささか胡寅の立場について考える必要があろう。

三 胡寅の立場

前に検討したように書簡は紹興十六年（一一四六）頃のものであつた。以下この前後の胡寅の言動により、その考え方をさぐつてみたい。

胡寅が紹興八年（一一三八）に退居してから、紹興二十年（一一五〇）、新州に流されるまでの間、交つた者に、韓璜（字叔夏、開封の人、武夷（安國）門人、南渡後、衡山に居住。寅とはよくに親しかつた）、向之忞（一〇九七～一一六五、字宣卿、開封の人、紹興中知衡州、晩年は伊山に居住。胡韓向を三友と呼んだ）の他、張祁（字晉源、和州歷陽の人）、梁觀國（一〇八八～一一四六、字賓卿、番禺の人）、弟の胡宏らがいた。衡州退居中の紹興十三年に、旧居の荆門軍を訪ねたことは前に述べた。紹興十六年には故郷建州を訪ねている。紹興十年その他にも訪ねた形迹があるが、いずれも永いものではなかつた。

十六年の帰省については記録が少くない。いくつかの文章を求められ、多くの士人と交わっている。特に劉子翬（一一〇一～四七、字彥沖、号屏山、崇安の人）、劉韞（字仲固、子翬の叔父、崇安の人）とは頻繁に付き合つたらしく、「和劉彥沖白髮」「醉步前溪示彥沖」「和彥沖三日飲」「又和早飲」「和彥仲」^{アマ}「和彥沖」（以上『斐然集』卷二）、「和彥沖晚飲」「和彥仲長汀鋪留題」「和彥沖雲際院留題」「和彥沖茉莉二首」「和彥仲新涼」^{アマ}「読礼至五十始衰有感示彥沖」「春日幽居示仲固彥沖十絕丁卯」「和劉仲固痛飲」「曉乘大霧訪仲固」（以下卷四）等の詩を唱和させている。

劉子翬は父劉韞（一一六七～一二七）が靖康の変で死ぬや、崇安県に帰省してもはや出仕しなかつたものである。建州に勃発した読書人范汝為の乱（建炎四～紹興二年）が、韓世忠によつて鎮圧せられた後の建て直しに、知建州として功績があったのは、その弟劉子翼^{アマ}であり、胡寅自身その弟を推舉したことがあつた。劉韞は韞の弟である。また范元作（崇安県高平の人）との唱和も数首あり、范のために「金亭亭記」を残している。その父秘閣公は胡安国とともに紹聖四年（一一九七）の進士であった。また沈度（湖州武康の人）のために「復齋記」を残したが、沈度は楊時の女婿陳淵（一一七五？～一四五、沙県の人、字知默、黙堂先生）に師事すること二十年、前年（紹興十五年）陳淵は死に、その文集『默堂先生文集』の編纂に当つていたのである。その序文は翌年成つた。

以上の士人との交りによって編まれたのが、異色の伝記「陸棠伝」^{五十}（卷三十）ではあるまいか。陳淵と同じく楊時の女婿である陸棠（一一八〇頃～一二三三）は建安県の人。形勢の資はなかつたが、弁舌に巧みで太学に進んだ。楊時の女婿なる故、高官に知り合いを多くもつたが進士にはなれず、時々転販しては父母妻子を養つた。宦官梁師成の手づるで官位を得、朱勔の下で知長洲県・平江府通判の任についた形迹もある。南渡後、范汝為乱を起すや、そ

の説得に赴きながら、ついに荷担してしまった者である。胡寅と同年の進士、甌寧県の謝纏も陸棠と行動をともにした。建州で胡寅が交った者は全て范汝為の乱に何らかの繋がりがあった。劉子翬は事後処理に当った者の兄であった。沈度の編纂した『默堂先生文集』には、若き日の陳淵の陸棠死の手紙「定交篇」⁽⁵⁾が載せられている。また范元作はかつて「艱難にあった」というが、范氏なる故、反乱との関係を問われたのかもしれない。「陸棠伝」は以上の人達の生の証言をもとに作成せられたのであろう。いまそれを詳しく紹介する余地はないが、「陸棠伝」にみえる言葉、例えば陸棠・謝纏はともに槍杖手を部して「郷人に信服」せられていたとか、陸棠は「郷里に夸耀せんとして「龍断」はしてないが、「利の為」めに行動し、「惡は詭」に比せられるとか、闇中に「官を重んじ好く夸る」習いがある等の云い方は、皆全く同じというわけではないが、「致黎生書」にもみられるのである。

陸棠と黎氏とは、「龍断」したか否かにおいて、また范汝為の乱と同時に勃発していた洞庭湖畔の鍾相・楊公の乱とのそれぞれの関係において、一致点は見出しがたいのであるが、「陸棠伝」と「致黎生書」には共通するものが流れているように感ぜられる。それは士人が「郷里（愚俗の耳目）に夸耀せん」とする態度に対する拒否反応である。「致黎生書」から拾えば、士人として非難される行為は「客氣（つけやきば、はねあがり）を以て相い尚ぶ」とであり、「必ず人に勝つことを求める」ことであった。換言すれば、士人は己れの価値観をもつて至らず、世俗の美しとするところと君子の美しとするところの違いがわかつていない。士人でありますから世俗に従つて行動し、世俗的名声をのみ追うという風習を形成している。胡寅にとって、郷村の裁判をいかに展開させるかは問題でなく、むしろ士人をも巻き込んでいる牢固たる風習——然諾を重んじ、一言を聞くという風習——より、いかにすれ

ば士人を離脱させうるかが問題なのであった。⁽⁵²⁾ それは建州に勃発した范汝為の乱に加わった一士人の伝記を作成しつつ固められた考え方であり、また「致黎生書」の旨とするところでもあったのである。

この胡寅の考えは、現実の政治の世界に生かされることもあつたのであらう。諸氏の説かれるごとく、南宋政権は地主豪民の佃戸支配或は郷村支配に介入をつよめていく。⁽⁵³⁾ 「郷人の不平を官司に訴えず私人に訟えると、その私人は郷曲に武断するというレッテルをはられる」という、金華府永康県の呂皓の嘆きが聞かれるのはそう遠いことではないのである。

おわりに

黎氏は潭州の外邑湘潭県に居住する新興の商人であった。その経済活動「龍斷」により蓄えた財力で軍籍を入手し、一方で「聽訟」（在地裁判権の掌握）の役割を担い、國家の末端支配を補完していた。一般に聽訟の条件は邸店經營と外邑居住の二点と考えられるが、黎氏はほぼその条件を満たしていたのである。しかしながら黎氏に親しい胡寅は批判的であった。故郷建州における南宋初の事件に巻き込まれた士大夫の存在を教訓としてうけとめ、士人が社会的に活動することは極度に警戒せねばならないと考えたのである。

以上が小論の概要である。いま書きおえて感することは、胡寅の書簡を一般化しそぎたのではないかということである。外邑とて立地条件により一概に論ぜられないし、権力の浸透度が弱いとするのも問題であろう。また仮りに外邑においては、民間の有力者に聽訟の機能が大巾に認められていたとするならば、京師或は負郭において存在

したと考えられる、健訟の風習との関係にもふれるべきであった。また、後世のギルドには聽訟の機能のあったことが指摘せられているが、それとの関連にも言及すべきであろう。全て残された課題としたい。

ただ小論の中に、今後生かさるべき視角があるとすれば、新興階層の把え方であろう。從来、大土地所有者としての側面よりのみ把えるきらいがあつたが、今後はより広く裁判活動、商活動をも視野に入れつつ、一方で官僚支配との関連を問い合わせながら、新興層を地域的に特定していかなければならないと思われるのである。

註

- (1) 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」『東方學報(京都)』一四、一九五四(『アジア史研究』第四、所収、一九六四)。
- (2) 仁井田陞「清明集戸婚門の研究」『東方學報(東京)』四、一九三三(『中国法制史研究 法と慣習・法と道德』所収、一九六四)、滋賀秀三『中国家族法の原理』一九六七。
- (3) 上海社会科学院政治法律研究所編『宋史刑法志注釈』一九七九、上海社会科学院法学研究所編、同続集、一九八二。
- (4) 奥村郁三「戸婚田土の案」(『関西大学法学論集』一七一五、一九六八)、「中國における官僚制と自治の接点」(『法制史研究』一九、一九七〇)。
- (5) 福沢与九郎「宋代地方政治に関する一管見」(『東方學』一九、一九五九)がやや言及する。
- (6) 小畠龍雄「明代郷村の教化と裁判——申明亭を中心として——」(『東洋史研究』一一—五・六、一九五二)。
- (7) 小山正明「明代の糧長について」(『東洋史研究』二七一四、一九六九)。
- (8) 『宋史』卷四三五に伝。杜光簡「胡寅伝考異」(『責善半月刊』二ノ二二)は『建炎以来繫年要錄』等にあたつて年代その他を訂正したもの。胡寅の思想は楠本正繼『宋明時代儒学思想の研究』昭和三七年、『朱子学大系』卷三、「朱子の先駆(下)」等参照。
- (9) 胡安國の思想及び伝記は、高畠常信「胡安國の思想研究」(『東京学芸大学紀要』三三、一九八一)参照。
- (10) 胡宏の思想は前掲楠本、『朱子学大系』等参照。

(11) 『斐然集』卷十七。

(12) 『宋元学家案補遺』卷四一、衡麓字案補遺、門人黎先生

□ 桟材譲案、斐然集有致黎生書而逸其名、當是文定門人
黎才翁之子。

(13) 蕭復の復は「また」と読むべきかもしない。

(14) 『宋元学家案』卷四一、武夷字案、門人黎先生明の項に

黎明、字才翁、長沙人也。以孝友信義著称、師事胡文定

公。建炎之亂、文定避地荆門、先生為卜室、盧具器幣往迎

之。胡氏之居南嶽、實昉乎此。先生少嘗從學張御史町、

昕託其母、至是陷於賊。先生間闕入賊所、取而歸之。嘗

過郢州、李允文以京西提刑至郢。先生曰郢多招安之寇、

而允文凶惡、其來必與為亂、不可久居。即去之、後一月

而難作。薛舍人徵言使湖南。高宗令訪山林不仕賢者。以

先生薦。命未下而卒。先生之古道、蓋亦俟無可之流、而

傳矣。

右の文章にある「長沙の人」については『光緒湖南通志』

卷二七八、「宋胡寅等九竜岩題名」に

武夷胡寅寧宏侍家府、自邵之春陵過此。門人江陵吳郛、

湘潭黎明從。紹興元年十二月初六日、永州東安縣九竜岩

壽聖院僧文熙上石。「金石補正」七行又上石一行正書、

宋代潭州湘潭縣の黎氏をめぐって 渡辺

宋史胡寅寧宏、安國子也。寅本猶子、其妻取而子之。題
名所称家府者、即安国也。……

とあることにより、「湘潭の人」と改めなければならない。
また「薛常州集」とは、薛季宣の『浪語集』卷三十三先大

夫行状に

君之行也、上諭君訪山林不仕賢者。長沙黎明字才翁、以
孝友信義著称。……後一月而難作。君帰奏曰、惟此可以

克賊。君去而明卒。事不果行。(紹興三年の条)

とあることをいふ。また「魏秦公集」とは、魏了翁『鶴山

先生大全文集』卷五七「湘鄉蕭定夫佐師友堂銘」に

湘鄉蕭定夫佐、以書來曰、佐之外祖王父黎君明、師事文

定胡公。建炎間避地荆門。外王父為室盧具器幣往迎之。

胡氏貧居南嶽、實昉乎此。……

とあることを意味する。

(15) 前註の『光緒湖南通志』をみよ。これについては、既

に同書卷一五六薦舉、卷二六人物三、長沙府、にて指摘

されている。また湘潭の黎氏の一人に楊振伯の前夫人がい
た(『斐然集』卷二六英氏墓誌銘、参照)。

(16) 薛徵言は薛季宣の父、字德老。永嘉の人、『浪語集』

卷三十三先大夫行状、『宋史』卷三七六等に伝がある。

(17) 『建炎以來繁年要錄』卷六、紹興二年十一月己卯の条
による。

(18) 註(14)参照。

(19) 同じく、註(14)参照。

(20) 駢儈とは仲買業者、牙人をいう。最近の研究に、宮沢知之「宋代の牙人」(『東洋史研究』三九一、一九八〇)がある。

(21) 邸店については斯波義信『宋代商業史研究』四〇七頁以下、及び最近の成果、日野開三郎『唐代邸店の研究』一九六八、同続、一九七〇、参照。

(22) 註(14)の『鶴山先生大全文集』をみよ。また、斐然集』卷一八、寄趙秦二相戊午に

某上世世居武夷、寸田不足以餬口。逮先父起家、名冠当代。而堯顥之日、十居其九。晚遭離亂、百念灰滅。独以壯年、守官湖外、賞愛衡山、有卜居之志。己酉歲(一一二九)自荆門避地、遂來湘中。

とあるのも参考になる。他に『朱子語類』卷一〇一、胡庚侯、蕭佐の記録、参照。

(23) 前掲「將帰南獄——」(五頁)の他、「送黎才翁往荆門」(卷一)、「清明風雪小酌莊舍示黎才翁」「題洋明鏡用旧韻簡黎才翁」「雪中寄黎才翁」(以上卷四)、「題中元觀次黎才翁」(卷五)等と題する詩、参照。

(24) 卷四、癸亥(紹興十三年)の詩に「過鼎澧」「和彦達至公安」「和仁仲至荆門」「清明風雪小酌莊舍示黎才翁」

「挾大父中大壁和彥達」「和彥達過先公旧居有感」等がある。「漳浜」とは荆門軍を流れる漳水のほとりの意。

(25) 『斐然集』卷二七挽黎承事に「北正黎司地、南宋得姓繁、清時能教子、余潤必高門、珠蚌他年譽、金蘿晚咸溫、王師勤佐餽、鄉騎待平反、援手遺發難、酬心樂汗思……」とある。

(26) 律令の裁判は彈劾主義を原則とし、刑事案件であつても告訴がなければ裁判にならなかつたことは諸書に説かれている。さしあたり、滝川政次郎「律令の民事訴訟法」(中村宗雄教授還暦祝賀論集)一九五五)、参照。

(27) 代書人については改めて考えたいが、とりあえず註(1)宮崎論文、参照。また註(53)も参照されたい。

(28) 居停人については、加藤繁『支那經濟史考証』上、四八三頁、参照。

(29) 邸店經營者にして子供を牙儈となした例に、漣水軍の支氏がある。『夷堅志三支口』卷三支友璋鬼狂に「漣水民支氏啓客邸於沙家堰側、夫婦自主之、遇商賈持貨物來、則使其子友璋作牙儈。璋性慧口弁、詭譎百出、左跡右縫、人多墮其狡計、且好尚怪奇。乾道八年春……」とある。また潭州に邸店があつたことについては、『宋會要輯稿』兵二保甲、慶元二年十一月十八日の条に「湖南安撫司言、潭州

条例措置保伍防閑盜賊合行事件、委是經久可行、乞下本路

州軍遵守、從之。……、市鎮居民邸店、多是作過之人藏

泊、仰田長等隨所在集逐甲內丁、每季点檢一次、于点檢之際、將前項約束逐一申飭隊丁……」とあるによつて知られる。

(30) 廂官については、曾我部靜雄『中國及び古代日本における郷村形態の変遷』一九六三、四四七頁以下、参照。

(31) 宮崎市定『宋代官制序説』(『宋史職官志索引』所収、一九六三)、参照。

(32) 『永樂大典』卷一四六二吏部八吏部條法差注門、尚書侍郎左選通用申明、嘉定九年正月二十七日勅(『宋会要輯稿』職官四八県官、(嘉定)九年正月二十一日の条も参考)。

照 知潭州湖南安撫使安丙劄子、湘潭瀏陽攸縣三邑、財賦民

訟最繁、即長沙國志參攷、湘潭攸縣本是注京官、瀏陽亦是京官選人通差。因無人願就、打作破格闈(会要に闘とあるのが正しい)侍左、並注選人。如湘鄉益陽、國志皆為中邑、見注京官。豈有攸為上邑、湘潭瀏陽亦中邑、乃注授選人。資望既淺、率多頑視、……。

(33) 前註(32)『永樂大典』にも、上邑、中邑などの選人を任すれば「資望既に浅くなり、率ね多く頑視せらる」とある。

(34) 拙稿「淳熙十六年德政令について」『東洋学報』六一

宋代潭州湘潭県の黎氏をめぐって 渡辺

一一・二、一九七九、一五五頁、参照。

(35) 前掲註(9)高畠論文には、その訳文を載せる。原文は『裴然集』卷二五先公行状。

(36) 前掲註(8)『朱子學大系』、参照。

(37) 『游鷲山先生文集』卷四、宣義胡公墓誌銘に「……唐末避地於建州崇安之籍溪。(曾祖敏祖容)皆率德不耀。父罕負氣節重然諾、鄉鄰有競者、不決於有司、而聽其一言。環左右數百家、終歲無訟。資產本饑、給羣從數數稱貸無所償。以故致空廬、怡然終不恨。公生而聰敏、蚤歲能縵文、及冠試於有司、不与選而益務強識。下至陰陽卜筮之書、無不精究。親老家貧、於是往来授學江浙間。歲終度父母所須力能致者、尽市帰以獻、退無私焉。丁外艱、母有未疾、不復遠遊、里閈教生徒……公乃自為葺廬舍、買田數頃……」とある。

(38) 『重纂福建通志』卷五七風俗、建寧府、「自五代亂離、江北士大夫豪商巨賈、多逃難於此、故備五方之俗、處市井者尚侈而好浮、居田里者勤身而業業、尚氣而喜節、易鬪而輕生。君子勇於為善、小人敢於為惡」。

(39) 劉一止『苕溪集』卷五〇、宋故左朝郎通判安肅軍林君墓誌銘、「……至元祐六年、始登進士……再授建州廩寧令、廩寧負郭、當道路之衝、民剽悍、健讼最于一路、……」。

(40) 『建炎以來鑿年要錄』卷五六、紹興二年七月辛酉「…

……言者以為、建劍汀邵四州、習俗強悍、盜賊屢作、……」。

(41) 『默堂先生文集』卷一五、上謝簿論盜「……比方公之來（通判建州）、稍加整齊之人、於是知有官庭之可畏。惟方公以此邦為欺誕之浴、故每於為盜者疑人之枉之也、……」。

(42) 『南澗甲乙稿』卷九、薦崇安建陽兩知縣狀「……本府

諸縣內、崇安建陽最為衝要、民頑吏猾、……」。

(43) 前揭註(38)『重纂福建通志』及び、拙稿「淳熙末年
の建寧府」(『中嶋敏先生古稀記念論集』下、一九八一)参照。

(44) 拙稿「宋代福建社会の一面——陸棠伝訳注補——」
〔『独協医科大学教養医学科紀要』五、一九八二〕参照。

(45) 『王黃州小畜集』卷三〇、建谿處士大理評事柳府君墓碑銘并序に「……公以行義著于州里、以競嚴治于閭門。鄉人有小忿争、不詣官府、決其曲直取公一言、……」とある。ただ具名はあげられていない。

(46) 『韋齋集』卷一二、楊遵道墓誌銘(名は迪、南劍州將

樂の楊時の子)「……故無賢不肖愛敬之。蓋度不身踐、不苟言也。里有貨訟不決者連年、公一言而兩家為之平……」。

(47) 『斐然集』卷二七、祭劉待制彥修「……逮於庚申(一
一四〇)我歸榆社、見公弟昆屏山之下、……」同卷一、和仁仲帰郷有感 稿亥(一一四三)等の詩、参照。

(48) 華山「南宋初の范汝為起義」(『文史哲』一九五五—

四)、羅翀「關於“南宋初的范汝為起義”一文的補充」(『文史哲』一九五六—六)、白鋼「關於范汝為起義的幾個問題」(『中國農民戰爭史論叢』一、一九八〇)、向祥海「范汝為起義簡論」(『湘潭大學學報』一九八〇・二)等、参照。

(49) 『斐然集』卷九「應詔薦監司郡守奏狀」、右通直郎王管台崇道觀劉子翼の条、参照。

(50) 拙稿「陸棠伝訳注」(『独協医科大学教養医学科紀要』三、一九七九)、参照。

(51) 前掲註(44)拙稿「宋代福建社会の一面——陸棠伝訳注補——」参照。

(52) したがって胡寅にとって、聽訟のみでなく、その逆の好訟或は健訟、即ち訴訟を好みまた人に教唆することも、容認することはできなかつたであらう。士人を聽訟に傾くか、健訟を専らとするかによって色わけしたくなるが、それに言及するのはさけたい。聽訟も好訟も全て官府の存在を前提とし、場合によつては相互に移行しうるからである。ただ外邑にては、いざれかといえば、國家の末端統治を補完し、更にそれを逸脱しうるという意味で、士人に聽訟の機能がより多く求められた、ということは言いつらうのではあるまいか。

士人好訟の風潮については、史料上、「已れに干(闕)せざることを訴える」(『宋会要輯稿』刑法三)に多くみえる

とか、「担当」(『袁氏世範』卷一、子弟常宜閨防)という

言葉によつてその存在が確かめられる。湖南に派遣された薛徽言が不便の一つとして挙げることは、「鄉村にて聚徒し、律令を教習すること」であった(『浪語集』卷三十三、先大夫行状)。朱熹も潭州にて、戸婚田土債負等の繁要ならざる訴訟は書舗を経由せよという通達を出している(『晦庵朱文公文集』卷一〇〇、約束榜)ので、訴訟の盛んであることが推測される。また湘潭県自身、「財賦民訟最繁」とあつた(註(32)参照)。

(33) 周藤吉之「北宋末・南宋初期の私債および私租の減免政策」(『東洋大学大學院紀要』九、一九七三)、柳田節子「宋代地主制と公權力」(『東洋文化』五五、一九七五)、前掲拙稿「淳熙十六年徳政令について」等、参照。

(54) 吕皓『雲溪稿』白鄉人に

竊聞縣有縣官、鄉有鄉長、里有里正、各謹守分不相侵紊、故上下俱安。士既窮居不能高飛遠舉、固當与鄉曲周旋上下。昔後漢陳寔之居鄉也、鄉人有不平、不訟於有司、而爭訴於其門。時人尽称其美、而青史又譖言之。余雖生乎于戴之下、豈不慨慕其人。無奈風俗与古先別、間一二奉公而行、略警薄俗、便輒造謠、指為雄斷鄉曲。欲駕鶴於吾身、亦甚慘矣、……。

とある。

(補註) 寺地遵氏よりいただいた私信によれば、知長州県の任についたのは陸某という別人であるかもしれない。